

印象深い本年度常議員会の議題について

常議員会議長 若松 巖 (36期)

1 はじめに

私は、常議員の経験は、本年度で4回目です。

本年度は、柴垣明彦常議員が副議長になっていますので大変心強いです。さて、本年度もいろいろと議題が上がっています。常議員の熱心で、真摯かつ鋭い質問や意見については感服しています。本年度の常議員会では、動議が提出されたところ、動議が成立し、提出された動議の内容で議決された案件が1件あり、また八王子会館売却の議案に関して、常議員から提出された関連議案も併せて総会に付議することを求める動議が出されて審議されましたが、熱心な討論のあと結局は否決されました。

2 法定代理人の文言の削除

2019年6月7日に、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立しました。これにより弁護士法等の一部改正がなされ、弁護士等の欠格事由から成年被後見人及び被保佐人が削除されたため、これに応じた規定が検討されました。当初の会則案18条の2は、「弁護士会員が精神の機能の障害を有する者であるとの医師の診断を受け、かつ、その障害により弁護士の業務の継続が著しく困難となったときは、当該弁護士会員又はその法定代理人は、遅滞なく、本会にその旨を届け出るものとする」となっていました。この改正案は、第5回常議員会で審議されましたが、常議員の中から、「障害があると診断された弁護士会員のほかに、その法定代理人も届出を義務付けることは会則が当会会員のみを名宛人とした規範であることに照らすと不相当である」との意見がありました。

執行部は、この指摘を受けて、日弁連とも協議した結果、法定代理人を削除しても、削除しなくても可ということになり、2019年10月7日開催の第6回常議員会に、法定

代理人を削除した案を再提案したところ、これが承認されました。

3 傍聴許可について

2019年11月15日には、第7回常議員会が開催されました。議題のひとつに八王子会館の売却の議題がありました。多摩支部の会員が、多摩会館で傍聴をしたいとの希望がでて、執行部は、インターネットを経由してクレオの議事運営の状況をクレオから多摩会館に映像と音声を送信する予定でしたが、この映像と音声の送信による見聞と聴取が会則54条1項にいう傍聴に当たるのか否かが検討課題になりました。会則54条1項の傍聴は、文字通り解釈すれば、傍らで議事を見聞し、聴取するという意味ですから、傍聴をする弁護士会員は、クレオの会場内にいることを前提とした規定であると解釈されてきたはずですが、しかし、IT技術の進化に伴い、情報の伝達が容易になったため、立川と霞が関が瞬時につながる状況になりました。このような状況のなかで、弁護士会員の氏名が明らかになっており、議事を聴取する場所が多摩会館であれば、本会会員が議事の映像と音声を多摩会館で見聞聴取することは傍聴に該当すると解釈すべきとの結論に達しました。常議員会の議題が、八王子会館の売却の可否であり、多摩支部会員の傍聴希望を尊重すべきとの判断もありました。

今後は、常議員会だけではなく、総会でも同じような問題が起こる可能性がありますので、会則の変更を含めて検討する時期に来ていると思います。

4 結び

以上のほかにも印象深い議題がありました。紙面の都合で掲載できません。今後とも柴垣明彦副議長の助けを借りて、気を抜かず円満な議事進行に努めたいと思っています。

常議員会副議長席からの景色



常議員会副議長 柴垣 明彦 (44期)

常議員への立候補の打診が、2018年の秋ごろあった。直近では2015年度の常議員（副会長の後役として）をやっていたので、なんでそんなすぐという思いでいたところ、場合によっては副議長含みだということ。

常議員になって何が楽しいかという、議案について質問や意見を自由に発言できること。副議長になるということは、常議員であるのに、質問や意見を発言する機会は一切奪われることを意味した。

抵抗をしたが、適齢期にほかに候補がないという会派執行部からの説得を受け入れざるを得なかった。

しかし、実際に副議長に就任してみると、それなりに面白い。確かに会議が開かれているときは、冒頭に定数の確認をするくらいしか発言機会はない。しかし、常議員会開催の一週間ほど前に、理事者と常議員正副議長との間で議案の確認や議事進行についての打合せ会がある。ここでは、若松巖議長が適切な進行をするための視点や若い常議員に理解を深めてもらうという視点から、理事者に対して議案の内容を確認する質問をしたり、配布資料の補充などを要望される。さすがと思う瞬間である。

私はどうか。若気の至り（議長と比較してということです）というか、進行に関する発言よりは議案の内容に関して個人の意見も含めて発言をしている。役割を逸脱している可能性もあるところだが、理事者もそれを受け止めてくれている（と信じたい）。そのため、会議で発言ができないというストレスはほとんどない。

では、今年度の常議員会はどんな様子か。全体としては、静かな常議員会であるという印象だ。60期代の常議員が多いことはこの数年と変わらないはずであるが、やはり彼らの世代に関心のある議案が多くないことの反映か、はたまた理事者や関連委員会などからの議案に関する情報発信がまだ足りないということか。いずれにしても、常議員会は総会に次ぐ弁護士会の意思決定機関であり、この会議で活発な議論が行われ、さらには若い世代の意見が会の意思決定に反映されていくことが大切だ。弁護士会全体の活性化、若手の会への参加をより進めるためにも、これからも理事者や常議員会正副議長の役割は大きい。

本年度前半の会議では、一度予定外の進行となったことがあったが、ある意見書の書きぶりについての意見が活発に出たことによるものであり、議長団としては歓迎するものであった。本年度後半には、財務に関連する議案も出てくるのではないかと。まさに会費の使い方に関するものであり、最終的には来年度予算につながるものだ。常議員会での活発な発言が、何より求められる。

残りあとわずかだが、常議員の皆さんにはより積極的に発言をいただくことを期待したい。また、会員の皆さんは常議員に誘われたときは、ぜひこれを受け、弁護士会の意思決定過程に参加してほしいと思う。

最後までよろしくお願いしたい。